

災害ボランティアの活動を みんなで応援しませんか

寄附の
お願い

近年、各地で大規模災害が頻発し、大きな被害をもたらしています。
被災者の生活再建に向けて、ボランティア活動を行う団体・グループに
現地までの交通費・宿泊料を助成します。



兵庫県マスコット
はばタン



ひとりひとりの支援が
被災地の早期復旧の大きな力になります。

寄附金活用事業の状況

これまでお寄せ頂いた
寄附金を活用し、
令和6年能登半島地震による
被災地を支援しています。



石川県珠洲市で活動する災害ボランティアの様子



大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトとは

大規模災害からの復旧・復興に向けては、がれき撤去、泥かき等の応急救援活動や、復興に向けた寄り添い・励ましなど、災害ボランティアに期待される役割は大きくなっています。

兵庫県では、被災者の生活の早期復旧、自立を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループを支援することにより、災害ボランティアが被災地に駆けつけやすい環境をつくれます。

▼詳しくは、県ホームページへ▼

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/daikibosaigai.html>



ふるさとひょうご寄附金の申出方法

※詳細はHPでご確認ください

ふるさと納税ポータルサイトからお申し込みいただくか、寄附申出書（郵送、FAX、電子メール）によりご提出いただけます。

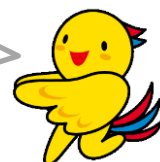
兵庫県ホームページ（兵庫県のふるさと納税「ふるさとひょうご寄附金」）から、兵庫県のふるさとひょうご寄附金に対応しているふるさと納税ポータルサイトをお選びいただけます。

寄附申出書についても県ホームページから入手できます。

【兵庫県ホームページ】

下部URLまたはQRコードからアクセスしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac02/kihu01.html>



税控除について（個人）

- 寄附額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
- 控除を受けるためには、ふるさと寄附をした翌年に、確定申告が必要ですが（原則）、確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと寄附先が5団体以内の場合に限り、ふるさと寄附先団体に申請することにより確定申告をせずに控除を受けられる手続きの特例「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されています。
- 寄附金控除額のシミュレーションや「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の詳細は、総務省のポータルサイトからご確認ください。

総務省ポータルサイトはこちらから



建設工事等入札参加資格に係る社会貢献評価の対象になります

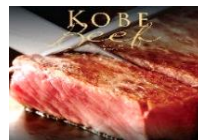
- 県の関係事業（県が実施する事業、県が関係団体に委託した事業など）に対して、10万円以上の寄附を行った場合は、建設工事等入札参加資格の社会貢献評価数値の項目に加点されます。

※企業版ふるさと納税は加点の対象外です。

返礼品について（兵庫県外の個人）

- 県外在住の個人の方には、返礼品として兵庫ゆかりの品などをお届けします。

※写真はイメージです



お問い合わせ先

- 大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトのお問い合わせは、**兵庫県県民生活部県民躍動課** まで
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL：078-362-4000 FAX：078-362-3908
- ふるさとひょうご寄附金制度のお問い合わせは、**兵庫県財務部財政課** まで
TEL：078-362-9061 FAX：078-362-9049